ポスタルくらぶ個人会員規定

第１条（目的）

ポスタルくらぶ（以下「本くらぶ」といいます。）は、暮らしに役立つサービスや情報等を提供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることを目的とします。

第２条（会員）

1. 本くらぶの目的に賛同してポスタルくらぶ法人会員規定に同意し、一般社団法人ポスタルくらぶ（以下「本法人」といいます。）が承認した企業・団体等を「法人会員」と称し、本くらぶのサービスの対象となる、法人会員の社員、構成員を「個人会員」と称します。
2. 個人会員は、本規約を承認することにより、本くらぶのサービスを利用することができるものとします。

第３条（サービスの対象者）

本くらぶのサービスの対象者は、本法人に対して入会申込を行った法人会員に所属し、本法人がこれを認めて本くらぶに登録した個人とします。

第４条（会員登録事項の変更）

1. 個人会員は、住所、氏名等の登録事項に変更が生じた場合は、すみやかに法人会員を通じて本法人に届け出るものとします。
2. 登録事項変更の効力は、本法人において必要な手続きが完了したときに発生するものとします。
3. 本法人は、登録氏名・住所に宛てて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到着しなかったときでも通常到達する時に到達したものとみなします。万一、登録事項の変更のご連絡をいただいていない場合、あるいは誤った連絡をいただいた場合、本法人あるいはサービスを提供する事業主体からの通知その他の送付物の不着等が生じても、本法人は一切責任を負いません。

第５条（会員資格の喪失）

1. 個人会員は、次の場合に会員資格を喪失します。
   （１）法人会員が退会又はその他の事由により会員資格を喪失したとき
   （２）法人会員が個人会員の退会を届け出たとき
   （３）本規定に定める事項又はその他の規定に違反し、本法人が法人会員に対して資格喪失を通知したとき
   （４）サービスの不適正な利用により本くらぶの信用等を傷つけていると本法人が判断し、本法人が法人会員に対して資格を喪失を通知したとき
2. 前項（１）（２）に基づき会員登録を喪失した場合は、会員資格喪失日までに受理された個人会員による個別のサービスの申込みは有効とします。

第６条（ポスタルくらぶ会員カード）

1. 本法人は、本くらぶへの登録に伴って、ポスタルくらぶ会員カード（以下「会員カード」といいます。）を発行します。
2. 前項において、本くらぶ会員に発行する会員カードは１枚限りとします。
3. 個人会員が会員カードを紛失した場合、本法人に対して再発行を請求することができるものとします。この場合において、本法人は当該個人会員に対し所定の手数料を請求するものとします。

4. 第5条により本くらぶの会員資格を喪失した場合は、その会員カードは使用できません。

第7条（サービス）

1. 本くらぶの会員は、次のサービスのうち法人会員が本法人と締結する契約に応じて指定したサービスの提供を受けることができます。なお、本法人が認める一部のサービスについては、個人会員本人のほか、個人会員の配偶者、個人会員および個人会員の二親等以内の親族等、会員と一定の関係にある方も利用することができるものとします。

（１）旅行・宿泊に関する情報提供

（２）電話によるホットライン相談・紹介・情報提供

（３）本法人が別に定めるその他のサービス

2. 前項にかかわらず、前項（３）の一部のサービスについては、別途費用負担を要するものとすることができるものとします。

3. 第1項の各サービスは、地域によっては利用できない場合があることを、個人会員は前もって了承するものとします。また、各サービスの内容については、本法人ＷＥＢサイト（ホームページ）（以下「ＷＥＢサイト」といいます。）及びサービス利用案内等で随時お知らせします。

4. 第1項のサービスの利用にあたっては、個人会員は、本法人又は次項の提携先事業主体の定める利用方法・利用条件を遵守するものとします。5. 第1項のサービスは、本法人又は本法人と提携する事業主体が提供いたします。提携先の事業主体が提供するサービスの内容や不具合によって個人会員その他の第三者が被った損害については、当該事業主体が一切責任を負うものとし、本法人は、本法人に故意・過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第8条（サービス等の変更）

本くらぶは、サービスの種類・内容、利用の条件等を個人会員への通知を行うことなく随時変更することができるものとし、個人会員はこれを承諾します。

第9条（サービス提供の中止・不能および免責）

1. 本くらぶのサービスは、可能な範囲内で提供するものであり、提携関係の変更、提携先事業主体の事情その他の理由により、サービスの提供を中止・中断し、あるいは提供不能となる場合があることを、個人会員は承認するものとします。そのような場合は、サービス提供の中止・中断あるいは不能により個人会員に損害が生じても、本法 人は一切責任を負わないものとします。

2. 本くらぶのサービス提供に関し、本法人が負うべき責任は、本法人に故意・重過失がある場合を除き、法人会員が本法人に支払い済みの当該個人会員にかかる年会費の額を上限とするものとします。

第10条（利用制限）

本くらぶのサービスは、入会された個人の、豊かな生活のお手伝いをすることを目的 とするものであり、営利の目的で利用したり、第三者に利用させてはなりません。

第11条（利用の謝絶等）

本法人は、利用の態様に照らし、本くらぶの目的に反する利用がなされていると認める場合は、利用の謝絶その他適切と認める措置を講ずることがあります。

第12条（個人情報の収集・利用）

本法人は、個人会員（この条においては、本くらぶへ入会申込みをしようとする法人会員の個人会員を含みます。）の氏名、住所、電話番号、生年月日等、法人会員を通じて届け出た事項並びに本くらぶのサービスを利用する際に個人会員又は他の利用者（個人会員の配偶者、個人会員および個人会員の配偶者の二親等以内の親族等、個人会員と一定の関係にある
方並びに個人会員及びこれらの者の同行者をいいます。以下同じ。）より取得した情報を、本法人が定める「入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて」に記載した利用目的のために、本法人が必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。なお、個人会員は、他の利用者に対し本くらぶのサービスを利用させるにあたり、本条及び第 9 条の内容を承認させるものとします。本法人の登録に必要な会員情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は本くらぶのサービスのご利用をお断りすることがあります。

第 13 条（サービスの説明書類等）

個人会員は、本法人の定めるサービスの提供に必要な範囲内で、サービスにかかわる 資料及びその他の宣伝用資料を本法人から送られることに同意します。

第 14 条（本規定の改定）

1. 本規定の各条項は、本法人が必要と判断した場合には、改定内容を本法人所定のＷＥＢサイトに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 15 条（管轄裁判所）

個人会員と本法人との間で訴訟の必要性が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地 方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 10 月 1 日最終改定
以上

【入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて】

個人会員（本くらぶへ入会申込みをしようとする法人会員の個人会員となろうとする者を含みます。以下同じとします。）は、この「入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、個人会員となった後に本くらぶのサービスを利用するものとします。また、本くらぶのサービスの他の利用者（個人会員とあわせて以下「個人会員等」といいます。）は、この「入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、本くらぶのサービスを利用するものとします。

1. 事業者　一般社団法人ポスタルくらぶ
2. 個人情報保護管理者　　個人情報保護管理責任者
3. 個人情報の利用目的

（１）個人会員は、本規定第７条第１項に定めるサービスの提供及び会員登録・更新に係る手続に必要な範囲内で、個人情報を、本法人が利用することに同意します。なお、利用する目的は以下のとおりです。

・会員証の送付のため
・商品、サービス提供に関する内容、価格等の情報提供のため
・当法人のサービス利用申込の受付、商品・サービスの提供、お問合せへの回答
・代金・料金の請求、回収
・商品・サービスの企画及び利用に関する調査、アンケート等のお願い及びその後の連絡
・利用傾向・ニーズの把握と分析及び分析結果に基づく商品・サービス等のご提案
・新規商品・サービスの開発とご提案
・統計資料の作成
・当法人のサービスに関するメールマガジン、ダイレクトメール、お知らせ、広告等の情報提供
・当法人が適切と判断した企業・団体等の商品・サービスに関するメールマガジン、ダイレクトメール、お知らせ、広告等の情報提供
・当法人が実施するキャンペーンのご案内
・他の事業者等から個人情報の取扱いを受託した場合において、当該受託業務の遂行のため

（２）個人会員等は、当法人が、個人情報保護に関する契約を締結したうえで、本規定第７　条第１項に定めるサービスの提供を目的として、氏名、会員番号、住所、電話番号等の個人会員等の情報を、口頭、書類の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により、本法人と提携する事業主体に提供することがあることに同意します。

（３）個人会員等は、当法人が個人会員等の所属する法人・団体に対し、報告のために、個人会員等の氏名、住所、電話番号、会員番号、ご利用実績、ご利用に関わる事項等の個人情報を、口頭、書類の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により、提供することがあることに同意します。

4. 個人情報の委託

本法人は業務の委託を行う場合があり、業務委託先に対しては個人会員等の個人情報を預けることがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりご利用者様等の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

5. 個人情報の開示等の請求

個人会員等から個人情報の開示等の請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。情報の開示は電磁的記録の提供による方法、書面による方法、又は当法人が定める方法にて行います。ただし、法人会員からお預かりしている個人会員等の個人情報は開示等の対象とはなりません。必要な場合は法人会員の担当窓口にお申し出ください。

また、お預かりした情報が不正確である場合には本くらぶのサービスの提供に必要な範囲内で、正確なものに変更させていただきます。なお、開示請求（第三者提供記録の開示請求を含む）、個人情報の利用目的の通知、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に関する詳細な手続き方法については、「個人情報の取扱いについて」（ＷＥＢサイト掲載）にて公表します。

6. 本同意条項に不同意の場合

個人情報の提供は任意ですが、全部又は一部の提供を承諾されない場合は、サービスの全部または一部をご利用できないことがあります。

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 10 月 1 日最終改定

＜お問い合わせ窓口＞

個人情報保護方針に関するお問い合わせ及び開示・訂正・中止のご請求、個人情報の取り扱い、苦情、その他の不明点についてのご照会は、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

一般社団法人ポスタルくらぶ　個人情報保護管理責任者

一般社団法人ポスタルくらぶ　サービスセンター
＜電話番号＞ 0120-220-230
＜受付時間＞10：00～17：00　月～金（祝日を除く）

◆会員の皆さまは会員専用フリーダイヤルへお電話ください。
◆サービスセンターがお電話で取得する個人情報は、ご依頼事項への確実な対応および品質向上を目的として利用いたします。
◆サービスセンターへの電話によるお問合せは、録音させていただく場合があります。

※「個人情報保護方針」につきましては、本法人 WEB サイト https://www.postal-club.com/ に表示しております。本法人は、下記の認定個人情報保護団体の対象事業者です。本法人の個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、下記へのお申し出も可能です。
（ポスタルくらぶサービス等に関するお問い合わせ先ではありません。）

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
認定個人情報保護団体事務局
＜電話番号＞
0120-700-779
＜住所＞
〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 12F

WELBOX 会員利用規約

最終更新日：2023 年 10 月 1 日

WELBOX 会員利用規約（以下「本規約」といいます）には、事業主が提供する本サービスの提供条件ならびに事業主と会員との間における権利義務関係が定められています。

本サービスのご利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただいたものと見做します。

第 1 条（適用）

1. 本規約は、事業主が提供する本サービスの利用に関する事業主と会員との間の権利義務関係を定めることを目的としています。
2. 会員は、本サービスの利用に際して、本規約を遵守する義務を負うものとします。会員は、自己の責任において、本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた行為および結果について一切の責任を負うものとします。
3. 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語は、それぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

(1) 「本サービス」とは、事業主が提供する「ポスタルくらぶ WELBOX」（以下「WELBOX」といいます）という名称のパッケージ型優待サービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を意味します。

(2) 「事業主」とは、株式会社イーウェルを意味します。

(3) 「契約法人」とは、一般社団法人ポスタルくらぶ（名称変更または事業譲渡、合併等による承継があった場合は、名称変更後または承継後の法人）および運営委託先である株式会社クリエイティブソリューションズを意味します。

(4) 「原契約」とは、事業主と契約法人との間で締結する会員に本サービスを提供することを内容とする契約を意味します。

(5) 「被付帯サービス」とは、次に定めるサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を意味します。

【被付帯サービス】「ポスタルくらぶ」サービス

(6) 「会員」とは、原契約において本サービスの利用資格がある者として指定された次に定める者（以下「対象者」といいます）を意味します。

【対象者】「ポスタルくらぶ」の会員資格を有する者

(7) 「会員資格」とは、会員が有する、本サービスを利用することのできる資格を意味します。

(8) 「メニュー」とは、本サービスにより情報提供される、宿泊施設や生活支援等の各種メニューのことを意味します。

(9) 「提携先」とは、各メニューの提供元である提携先企業を意味します。

(10) 「本人登録情報」とは、会員が事業主に直接提供する本サービスの利用に関する一定の情報を意味します。

(11) 「申込者」とは、会員のうち、メニューの申込みを行う者を意味します。

(12) 「利用者」とは、会員のうち、メニューの利用を行う者を意味します。

(13) 「家族利用者」とは、会員の配偶者、会員および会員の配偶者の 2 親等以内の親族で、メニューによって会員に準じた優待を受けることが認められた者を意味します。

(14) 「同行者」とは、会員または家族利用者がその他の第三者とともにメニューを利用する場合における、当該第三者を意味します。

(15) 「会員専用ウェブサイト」とは、本サービスの提供が行われるウェブサイトを意味します。

(16) 「メニュー利用契約」とは、会員または家族利用者と事業主との間または会員または家族利用者と提携先との間で締結されるメニューの利用を内容とする契約を意味します。

(17) 「利用料金」とは、メニュー利用の対価を意味します。

(18) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。

(19) 「ログイン情報」とは、本サービスのログインに必要な一切の情報（会員専用ウェブサイトが被付帯サービスのウェブサイトとシングルサインオンによって連動している場合には、当該ウェブサイトの ID・パスワードその他のログイン情報を含みます）を意味します。

(20) 「投稿データ」とは、会員が本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含み、これらに限られません）を意味します。

(21) 「WEL コイン」とは、本サービスにおいて取得・利用可能なポイントおよびポイントプログラムを意味します。

(22) 「WEL コイン付与対象サービス」とは、本サービスにおけるメニューその他のサービスのうち、事業主が指定するサービスを意味します。

第 3 条（本サービスの目的・内容）

1. 本サービスは、会員に対し、旅行、健康増進、介護、育児、自己開発、エンターテインメント等のメニューを会員価格や優待特典を付した上で提供することを基本的な内容とするパッケージ型優待サービスです。
2. 本サービスの内容は本規約に定めるとおりですが、原契約によっては、本規約に定めるサービスのうちの一部については、提供されない場

合があります。この点を含め、本規約には、実際に会員が利用可能なサービスとは関連のない規定が含まれる場合があります。

第 4 条（会員登録）

対象者は、ポスタルくらぶ会員として登録されることで、本サービスの利用を開始することができます。

第 5 条（ログイン情報の管理責任）

1. 会員は、本サービスのアカウントを適切に管理するために、自己のログイン情報を、自己の責任において適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 会員専用ウェブサイトにおいて、自己のログイン情報によって所定の方法によるログインがなされた状態で、本サービスが利用されたことが確認された場合には、事業主は、当該会員による本サービスの利用があったものとみなすことができるものとします。

第 6 条（登録事項の変更の通知）

会員は、本サービスにおいて登録した事項（氏名、メールアドレス、電話番号、居住地、職業等を含み、これらに限られません）に変更があった場合は、事業主の定める方法により、当該変更事項を遅滞なく事業主に通知するものとします。

第 7 条（会員証）

1. 事業主は、原契約の定めに従い、会員に対し電磁的記録による会員証を発行します。
   会員は、会員証の管理および使用について、一切の責任を負うものとします。
2. 会員証の所有権その他の権利は、事業主に帰属し、会員には何らの権利も帰属しないものとします。会員は、本サービスを利用する目的に限り、会員証を利用することができるものとします。
3. 会員証は、発行を受けた会員のみが使用できるものとし、第三者にこれを使用させてはならないものとします。また、会員証の貸与、譲渡、売買、質入等担保に供する行為およびこれらに類する行為を行ってはならないものとします。

第 8 条（メニューに関する情報の提示）

1. 事業主は、会員に対し、本サービスにおいて、提携先が提供するメニューに関する情報を提示します。
2. 各メニューの利用方法・利用条件は、次の各号に定める媒体のいずれかまたは複数によって提供する方法により、会員に提示されます。
   (1) 会員専用ウェブサイト
   (2) メールマガジン
   (3) 前各号に準ずる情報提供媒体

第 9 条（メニューの利用方法・利用条件）

1. メニューの利用申込みは、家族利用者による利用の場合を含め、会員自らが行うものとします。
2. 申込みの方法、抽選の応募方法その他のメニューの利用方法・利用条件は、メニューごとに事業主が定め、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示されます。会員は、提示された利用方法・利用条件を遵守して、メニューを利用するものとします。
3. 会員、家族利用者または同行者が未成年である場合には、メニューによっては、法令による制限その他の事情により利用できないことがあります。
4. メニューを利用するにあたっては、会員が、メニュー利用時点において会員資格を有していることが利用条件となります。
   例えば、宿泊を内容とするメニュー申込時において会員であった者が、宿泊日以前に会員資格を喪失した場合、宿泊をすることはできません。また、所定のキャンセル料が発生することがあります。

第 10 条（メニューの利用申込み・メニュー利用契約の成立）

1. 会員が、メニューを利用するにあたっては、利用方法・利用条件に従って、必要な場合にはメニューの利用申込みを行う必要があります。事業主が、かかる申込みを受け付け、申込完了通知を申込者に対し発送した時点、または入金を確認した旨の通知を発送した時点において、原則として、メニュー利用契約が成立します。
2. 本サービスにおいて締結されるメニュー利用契約は、メニューごとに定める次の各号のいずれかの形式で締結されるものとします。該当する形式は、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示されます。
   (1) 提携先と申込者との間で契約が締結される形式
   (2) 事業主と申込者との間で契約が締結される形式
3. 会員が、家族利用者のためにメニューの利用申込みを行った場合で、会員自らは当該メニューを利用しないときは、会員が、家族利用者の代理人としてメニュー利用申込みを行ったものとして、提携先または事業主と、家族利用者の間にメニュー利用契約が成立するものとみなします。
4. メニュー利用契約の形式が、第 2 項第 1 号の形式と定められている場合には、当該契約に関するトラブル等は、提携先と申込者の間で解決するものとし、事業主は一切関知しません。ただし、第 8 条に定める情報提供方法で提示した内容（事業主が作成した内容に限ります）に、事業主の責めに帰すべき事由による重大な誤りがあった場合は、この限りではありません。
5. 申込者は、第 1 項に定める申込完了通知を受けた場合、速やかにこれを確認し、内容に誤りがある場合には、速やかに事業主に申し出るも

のとします。また、家族利用者または同行者の利用が予定されている場合には、その者に対し、申込内容を速やかに共有するものとします。

第 11 条（抽選が必要なメニューの取扱い）

1. メニューによっては、会員がメニューの利用申込みを行うに先立ち、抽選が行われる場合があります。
   メニューの抽選への応募方法、抽選方法および抽選結果の会員への通知方法についてはメニューごとに事業主が定め、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示されます。会員は、当選の通知を受けた場合には、当該通知に記載された申込期間内に限り、前条に従って、メニューの利用申込みをすることができます。
2. 会員は、抽選に落選した場合には、当該メニューの利用申込みをすることができないこと、および抽選に当選した場合であっても、前項に定める申込期間内に申込みを行わなかった場合には、当選が失効し、当該メニューの利用申込みができなくなることに、予め同意するものとします。

第 12 条（利用料金等）

1. 利用料金の金額および支払方法等は、第 9 条第 2 項に定める利用条件として、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提供されます。
   ただし、情報提供方法により提供された利用料金の金額の情報に万が一誤りがあった場合には、事業主は、次の方法により価格調整するものとします。
   (1) 正しい利用料金の金額が情報提供方法により提供された金額よりも低い場合は、正しい利用料金の金額を請求します。
   (2) 正しい利用料金の金額が情報提供方法により提供された金額よりも高い場合は、会員に対し、正しい利用料金の金額を通知します。
   このとき、会員は、正しい利用料金にて契約を続行するか、キャンセルするかを選択するものとします。
2. 会員は、利用料金の支払を遅滞した場合、提携先と申込者との間で契約が成立する形式のメニューにおいては、提携先が定める割合による遅延損害金を、事業主と申込者との間で契約が成立する形式のメニューにおいては、年 14.6%の割合による遅延損害金を、それぞれメニューに定める支払先に対して支払うものとします。

第 13 条（申込みの取消し）

会員が、申込済のメニューについて、申込みを取り消す方法および取消しに伴って発生するキャンセル料等の諸条件は、第 9 条第 2 項に定める利用条件として、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提供されます。

第 14 条（WEL コイン）

1. WEL コインの取得、利用の方法・内容を含む各種条件等（利用可能な特典、商品、サービス等を含み、これらに限られません）については、本規約に定めるほか、会員専用ウェブサイトにおいて提供されます。
2. 前項に定める各種条件等は、事業主独自の裁量により、変更（WEL コイン自体の廃止、付与の停止、利用の停止、対象となる取引の変更、有効期限の変更、付与率または利用率の変更を含み、これらに限られません）される場合があり、会員はこのことを理解し、予め同意するものとします。事業主は、各種条件等を変更する場合には、変更日を定めたうえ、予め、当該各種条件等を変更する旨、当該変更内容および変更日を事業主のウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に周知するものとします。

第 15 条（WEL コインの付与・取得）

1. 事業主は、会員が、WEL コイン付与対象サービスを事業主が指定する方法によって利用したとき、その他事業主が相当と認めた場合（以下「WEL コイン付与取引」といいます）に、WEL コインを付与し、会員はこれを取得することができます。
2. WEL コイン付与取引にかかる付与の割合、付与するコイン数その他の WEL コイン付与に関する諸条件は、すべて事業主が決定するものとし、会員はこれに従わなければなりません。
3. 事業主は、会員が WEL コイン付与取引を利用した後、事業主が定める一定の期間を経た後に、WEL コインを付与します。ただし、当該期間内に、事業主が対象取引についてキャンセル、返品等の事実を確認した場合には、WEL コインを付与しないものとします。
4. 会員は、事業主から付与されたコイン数に疑義がある場合には、速やかに事業主に問い合わせるものとします。

第 16 条（WEL コインの利用）

1. 会員は、保有する WEL コインを、事業主が定める条件において、事業主が指定するサービスにおける決済代金（キャンセル料、一部の商品における送料、その他手数料を含まないものとし、以下同様とします）の全部または一部の支払に利用することができます（以下、利用の対象となる取引を「WEL コイン利用取引」といいます)。
2. WEL コイン利用取引について、キャンセル、返品、決済代金の減額その他事業主が WEL コインを返還することが適当と認める事由があった場合には、事業主は、会員に対し、利用または利用予定とされた WEL コインを返還します。
3. WEL コイン利用取引後、決済代金が増額された場合、会員は、増額分を他の支払方法にて支払うものとします。
4. 前 3 項に定める他、事業主は、会員が保有する WEL コインを商品、サービス等に交換できる特別プランを設定することがあります。事業主が新たな特別プランを設定した場合には、会員に対し、プランの詳細や利用条件等を、原則として会員専用ウェブサイトにおいて告知するものとします。
5. 会員が、保有する WEL コインを WEL コイン利用取引に利用し、その後、次条によって当該 WEL コインが取り消された場合には、WEL コイン利用取引が取り消され、または保留される場合があります。このとき、会員は、抹消された WEL コインによって決済される予定で

あった金額または決済された金額について、現金その他の決済手段によって、直ちに支払わなければなりません。

6. 会員が、第 4 項に定める特別プランの申込みを行った場合で、その後、次条第 4 項によって当該 WEL コインが取り消された場合には、特別プランの申込みは無効となる場合があります。

第 17 条（WEL コインの消滅等）

1. 前条に定める利用を行った場合には、当該利用に要した WEL コインは、消滅するものとします。
2. WEL コインには、事業主が定める有効期限があり、有効期限の経過により、当該 WEL コインは自動的に消滅します。会員は、会員専用ウェブサイト上で、保有する WEL コインの有効期限を確認することができます。
   なお、本サービスの一時的な中止・停止等があっても、WEL コインの有効期限は変更されないものとします。
3. 会員は、会員と事業主の間で WEL コインに関連する事項（取得、利用の事実の有無を含み、これらに限られません）について疑義が生じた場合、事業主または提携先の保有する会員の本サービス利用データに基づいて確認された情報を正しいものとみなすことに、予め同意するものとします。
4. 以下のいずれかの事項に該当する場合、会員の保有する WEL コインの一部または全部が取り消されることがあります。
   (1) 会員が、退会、抹消その他の理由により、会員資格を喪失した場合
   (2) 会員が不正な手段によって WEL コインを取得した場合
   (3) 会員が本規約または本サービスに関して事業主が別途定めた規定に違反した場合
   (4) その他、会員に付与された WEL コインを取り消すことが適切であると事業主が判断する場合

第 18 条（会員資格）

1. 会員は、本規約に従って、会員資格を有します。
2. 会員は、次の各号のいずれかの事由にあたる場合には、本サービスの会員資格を失います。
   (1) 会員が、本サービスにおいて定める手続によって、本サービスを退会した場合
   (2) 原契約が解約、停止もしくは終了した場合
   (3) 会員が原契約において指定される本サービスの利用資格を喪失した場合
   (4) 契約法人から、対象者から除外することを要請された場合
3. 事業主は、原契約の定めに従って、会員の有する本サービスの会員資格を一時的に停止させまたは喪失させることができるものとします。その他、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業主の判断により、是正勧告もしくは警告を行い、または事前の通知もしくは催告なしに本サービスの会員資格を停止させもしくはこれを喪失させることができるものとします。
   (1) 会員が本規約に定める事項のいずれかに違反した場合
   (2) 会員が、支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続、民事再生手続もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
   (3) 利用料金、キャンセル料等の未納がある場合その他の会員が負う債務の不履行がある場合
   (4) 本人登録情報その他の会員が事業主に提供する情報の全部または一部が虚偽であると判明した場合
   (5) 事業主からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
   (6) 会員が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用に関し必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得ていなかった場合
   (7) 会員が、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同様とします）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると事業主が判断した場合
   (8) その他、事業主が、会員に本サービスを利用させることが適当でないと合理的に判断した場合
4. 事業主は、会員資格の停止・喪失等に関し、会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失した時点において、事業主に対し債務を負っている場合には、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、事業主に対して、直ちにすべての債務の支払を行うものとします。
6. 会員が、会員資格を喪失した場合、会員が保有する WEL コインは、その有効期限にかかわらず、会員資格の喪失時点で、すべて消滅するものとします。また、会員資格が停止した場合であっても、WEL コインの有効期限は伸長されないものとします。

第 19 条（知的財産権）

本サービスにかかるウェブサイトもしくはアプリまたはその複製物（プログラム・画像・ドキュメント等を含みます）に関する一切の知的財産権は、事業主または事業主に対しその使用を許諾した者に帰属しており、会員には何らの権利も帰属しません。会員は、各国の著作権法、不正競争防止法その他の法令に従って本サービスを利用し、当該知的財産権に関し、複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用その他の侵害行為をしてはならないものとします。

第 20 条（秘密保持）

会員は、本サービスに関連して事業主が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、事業主の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第 21 条（会員の責任、禁止事項）

1. 会員は次の各号に定める義務を負うものとします。
   (1) 本規約を遵守すること
   (2) 家族利用者および同行者に対し本規約で会員に対し適用される義務を同様に遵守させること
   (3) 本規約に定めのない事項は、事業主が決定する場合があることに予め同意すること
   (4) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合は、必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得たうえで、本サービスを利用すること。個別のメニューの利用に関しても、同様に、必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得ること
   (5) その他本サービスの秩序を乱す行為をしないこと
2. 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると事業主が認める行為を行ってはならないものとします。
   (1) 本規約のほか、本サービスにおいて示された注意事項や、提携先が定めた規定等に反する行為
   (2) 本サービスを第三者に利用させる行為（本規約で認めるものを除きます）
   (3) 営利目的の有無を問わず、本サービスを用いて取得した有形無形の物品・サービス等を第三者に譲渡もしくは転売または貸与する行為（第三者に譲渡もしくは転売または貸与する目的で、有形無形の物品・サービス等を取得する行為を含む）
   (4) 通常個人が必要とする量ないし頻度を超えて、物品を大量に購入し、またはサービスを利用する行為
   (5) 本サービスにおける会員情報に関する情報やその他の情報について、虚偽の事項を登録し、または申告する行為
   (6) 他人に迷惑を及ぼす行為、公序良俗に反する行為、犯罪行為その他の法令に違反する、または違反するおそれのある行為（詐欺行為、脅迫行為等を含み、これらに限られません）
   (7) 事業主、契約法人、本サービスの他の利用者等（会員のほか、事業主の提携先を含みます。以下同様とします）またはその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
   (8) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為またはプログラム等を用いて本サービスの操作を自動化する行為
   (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
   (10) 事業主のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
   (11) 第三者に成りすます行為、違法もしくは不正に作成、取得もしくは利用されたアカウントを利用する行為または他人のログイン情報を利用する行為
   (12) 本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為（事業主が予め許諾したものを除きます）
   (13) 本サービスの他の利用者等の情報の収集
   (14) 反社会的勢力等への利益供与
   (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
   (16) 本サービスを通じ、次のいずれかに該当し、または該当すると事業主が判断する情報を事業主または本サービスの他の利用者等に送信する行為
      ① 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
      ② コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
      ③ 事業主、契約法人、本サービスの他の利用者等またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉、その他の権利または利益を侵害し得る表現を含む情報
      ④ 過度にわいせつな表現を含む情報
      ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
      ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
      ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
      ⑧ 反社会的な表現を含む情報
      ⑨ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
      ⑩ 他人に不快感を与える表現を含む情報
      ⑪ その他、事業主が不適切と判断する情報
   (17) 前各号に準ずる行為（前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為を含みます）
   (18) 本規約または本サービスにおいて特に定める行為
   (19) その他、契約法人または事業主が不適切と判断する行為
3. 会員は、WEL コインの利用に関し、次の各号のいずれかに該当し、または該当すると事業主が認める行為を行ってはならないものとします。
   (1) WEL コインを換金する行為、その他事業主が定める利用方法以外で WEL コインを利用する行為
   (2) WEL コインを第三者に利用させる行為（本規約で認めるものを除きます）および第三者の保有する WEL コインを盗用、利用する行為
   (3) 保有する WEL コインを、会員間で、または会員でない者との間で、共有、合算（同一会員が複数 ID を保有する場合の合算を含みます）、贈与、賃貸、質入れ、譲渡等する行為
   (4) その他、不正、違法な行為

4. 会員が本規約に定める禁止事項に該当し、または該当すると事業主が認める行為を行ったと事業主が判断した場合、事業主は、契約法人へ被害の報告を行い、また、損害を回避・回復する手段として、メニュー利用契約の解除、差し止めを行うことができます。また、事業主は、その他の法的措置を含めた然るべき措置を講じることがあります。

第 22 条（サービスの内容の変更、終了等）

1. 事業主は、システムの定期メンテナンス、大規模改修その他の事情により、いつでも本サービスの全部または一部を停止・中断もしくは終了し、またはその内容を変更することができます。
2. 事業主は、本サービスを終了する場合は、その時点で本サービスの会員資格を有している会員に対し、予めサービスの終了を通知するものとします。このとき、事業主は、事業主の自由な選択により、契約法人を通じて、通知することができるものとします。
3. 本サービスが終了する場合、会員が保有するポイント等は、その有効期限にかかわらず、本サービスの終了時点に、すべて消滅するものとします。また、本サービスが停止・中断した場合であっても、ポイント等の有効期限は変更されないものとします。

第 23 条（保証の否認および免責）

1. 事業主は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 事業主は、事業主による本サービスの提供の変更、終了、停止・中断もしくは会員としての登録の抹消、または機器の故障、損傷による本サービスの利用不能、もしくは登録データ、投稿データの消失、その他本サービスに関して会員が被った損害（本サービスを利用できないことによって生じた損害を含みます）につき、事業主に故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 事業主は、会員による本サービスの利用が、次の各号に定めるものである場合には、会員に対して本サービスを利用させる義務を負わず、会員が本サービスを利用できないことにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
   (1) 第 21 条第 2 項各号および同条第 3 項各号に定める禁止事項のいずれかに該当する利用であるとき
   (2) 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等があるとき
   (3) 会員専用ウェブサイトが被付帯サービスのウェブサイトとシングルサインオンによって連動している場合において、被付帯サービスのウェブサイトの障害その他の被付帯サービスに関する問題に起因して、会員専用ウェブサイトにログインすることができないとき
4. 事業主は、会員と、他の会員または第三者との間において、本サービスに関連して生じた取引、連絡、トラブル、紛争等について、一切の責任を負わないものとします。
5. 事業主は、会員が会員登録に際して提供した情報（その後、情報が変更された場合は、変更後のものを含みます）が不正確である場合や、必要な変更手続を怠った場合には、これらによって会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、事業主は一切の責任を負わないものとします。
7. 事業主の故意または過失により、メニュー利用契約が成立したにもかかわらず、申込内容に基づくメニューの利用ができなかった場合（次項に定める場合を除きます）は、事業主は会員または会員利用者に対し、これらの者に生じた損害を、直接かつ現実に生じた損害（付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、および逸失利益その他の消極損害は含まれません）に限り、これを補償します。
8. 提携先の責に帰すべき事由により、申込内容に基づくメニューの利用を行うことができなかった場合の損害賠償等の取り決めは、各提携先の規定等によるものとし、事業主はその責を負わないものとします。その他、会員、会員利用者または同行者と提携先の間でトラブルが生じたとしても、当該トラブルは、当該当事者間で直接解決するものとし、事業主は一切の責任を負わないものとします。
9. 事業主は、抽選が行われるメニューや会員からの申込みを受け付けてから手配するメニューについて、いかなる場合も、当該申込みに対する結果を保証しないものとします。
10. 事業主は、消滅した WEL コイン（有効期限を経過したことにより消滅した場合や、事業主によって取り消された場合を含みます）については、何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。
11. 会員が保有する WEL コインについて第三者による不正利用、盗用があった場合でも、事業主は会員に生じた損害について一切責任を負わず、利用された WEL コインを返還する責任も負わないものとします。
12. 事業主は、第 14 条第 2 項に基づく WEL コインにかかる各種条件等の変更によって会員に不利益または損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
13. 前各項に定める場合のほか、会員が本サービスを利用し、または利用できないことに関連して生じた一切の損害に関しては、事業主は、事業主に故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 24 条（本規約の変更）

本規約は、事業主の判断により、変更されることがあります。

事業主は、本規約を変更する場合には、効力発生時期を定めたうえで、予め、本規約を変更する旨を、当該変更内容および効力発生時期を事業主のウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に周知するものとします。変更後の規約の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合には、効力発生時期をもって、変更後の規約について事業主と会員の間で合意があったものとみなします。

(1) 会員の一般の利益に適合する場合

(2) 会員が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条のとおり本規約の変更をすることがある旨を定め

ていることその他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合

第 25 条（連絡・通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他の会員から事業主に対する連絡または通知、およびその他事業主から会員に対する連絡または通知は、事業主の定める方法で行うものとします。
2. 事業主が、会員が予め事業主に登録し、または届け出た居住地、メールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行ったときは、会員が実際に当該連絡または通知を受領したか否かにかかわらず、当該連絡または通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなされます。

第 26 条（本サービスの利用上の地位の譲渡等）

1. 会員は、本サービスの利用上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができないものとします。
2. 事業主が、本サービスの提供に関し、その事業を譲渡した場合には、当該譲渡に伴い、本サービスの利用上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員の本人登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本項に定める譲渡には、法形式を問わず、事業譲渡、会社分割その他の形式が含まれるものとします。

第 27 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、民法、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 28 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスにおいて物品の売買が発生する場合であっても、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は排除されるものとします。
2. 本規約に起因し、または本サービスに関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上